ISSUE BRIEF

中小企業の開業率低下と創業支援

国立国会図書館　ISSUE BRIEF NUMBER 487 (JUN.30.2005)

はじめに
Ⅰ　開業率の低下と廃業率の増加
Ⅱ　開業率の低下をもたらす要因
Ⅲ　開業率低下の影響
　1　雇用面への影響
　2　生産面への影響
Ⅳ　創業希望者の動向
Ⅴ　創業への支援策
　1　創業支援策の現状
　2　創業支援策の問題点
おわりに

経済産業課

(土屋 慎一)

調査と情報

第４８７号

はじめに

中小企業の現場では、このところ、開業率の低下と廃業率の増加という深刻な事態が続いている。創業を希望する人が大きく減ったというわけではない。国や地方自治体、民間等も、各種の創業支援策に力を入れている。しかし、実際に創業にこぎつけた人の割合は、減少傾向にある。どこに問題があるのだろうか。

以下では、この問題を考える材料として、開業率の現状や開業率の低下をもたらしている要因等を紹介し、現行の創業支援策の現状と問題点を考えることにする。

Ⅰ　開業率の低下と廃業率の増加

図 1 は、事業所数からみた開廃業率の推移を示したものである。

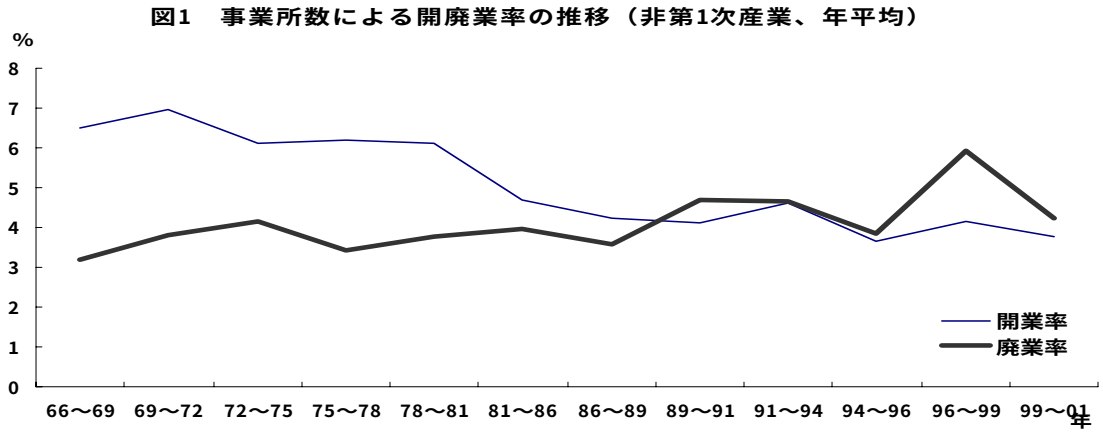

（出典）中小企業庁『平成 16 年度中小企業の動向に関する年次報告』p.368 の数値をもとに作成。
（原典）総務省『事業所・企業統計調査』各年版。

開業率は、1960 年代の高度成長期には 6～7%台の高い水準にあったが、1980 年代以降低下し始め、最新の調査時点（平成 11 年～13 年）では、3.8%（非第 1 次産業全体）にまで低下している。業種別では、製造業において最も早く低下が始まり、その下がり方も急である（平成 13 年で 1.6%）。卸売業、小売業、サービス業においては、1980 年頃までほぼ横ばいであったが、その後下降に転じ、平成に入り再び横ばいとなっている。業種間において違いは見られるものの、長期的には、どの業種においても開業率は低下傾向にある[1]。

他方、廃業率は、1990 年代に入る頃から開業率を上回り、その後もこの状況が続いている。最新の調査時点（平成 11 年～13 年）では、4.2%（非第 1 次産業全体）となっている。業種別では、卸売業での上昇が著しい（平成 13 年で 7.2%）。その他の業種においても、波はあるものの、総じて廃業率は上昇傾向にある。ただ、サービス業においてのみ、開業率（4.0%）が廃業率（2.9%）を上回っている点が注目される[2]。

---

[1] 中小企業庁『平成 16 年度中小企業の動向に関する年次報告』p.229.
[2] 同上。

国民生活金融公庫総合研究所の「新規開業企業を対象とするパネル調査結果」（平成16年11月公表）によれば、同公庫の融資先で平成13年に開業した2,181社のうち、平成15年末までに廃業した企業は147社（8.4%）であった。廃業企業の平均開業費用が952万円であったのに対し、存続企業の平均開業費用は1,842万円と、およそ倍近い差があった。自己資金額を比較した場合も、廃業企業の平均が302万円であったのに対し、存続企業の平均は523万円であった[3]。この調査からもわかるように、創業に際しての準備資金不足が、廃業へと至る一つの要因とみることができる。

II　開業率の低下をもたらす要因

開業率に影響を及ぼす要因としては、① 実質経済成長率と、② 事業者対被雇用者収入比率[4]とが挙げられている[5]。

開業率と実質経済成長率との間には、長期的には、一定の相関関係があると考えられている。実質経済成長率が上昇傾向にある時は、開業率も上昇傾向を示す。成長率が高い時には、事業を開始する経済環境も良好であるため、開業が増加する。他方、成長率が低い時には、その逆となる[6]。

図2は、事業者対被雇用者収入比率の推移を示したものである。全業種平均を示す太線が低下傾向にあることがわかる。業種別では、製造業の低下傾向がはっきりとしているのに対し、サービス業（破線）では、それほど目立った低下傾向は認められない。製造業の場合は、他の産業に比べて経済グローバル化の影響を受けやすく、その上、海外との競争の激化によって、収益が落ち、それが、自営業者の収入減につながっていると見られる。

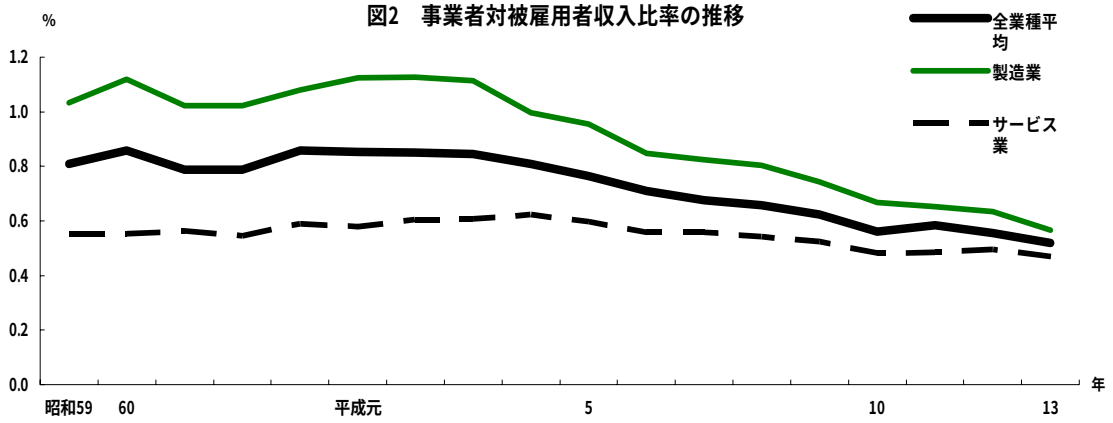

（出典）中小企業庁　前掲注(1),p.238をもとに作成。

（原典）総務省『個人企業経済調査年報』各年版、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』各年版を再編加工。

3　国民生活金融公庫総合研究所『新規開業企業を対象とするパネル調査結果』2004.11,p.7.
＜http://www.kokukin.go.jp/pfcj/pdf/shinki_panel01.pdf＞

4　事業者対被雇用者収入比率＝事業者の年収÷被雇用者の年収。

5　中小企業庁『平成14年度中小企業の動向に関する年次報告』p.92.

6　同上。

事業者対被雇用者収入比率の増減は、長期的には、実質経済成長率の増減に対応すると考えられる[7]。被雇用者でいるよりも自営業者になった方が経済面で引き合うと考える人が増え、開業は増加する。

以上のことから、実質経済成長率の低下や自分で事業を始めようとする人の減少が、近年の開業率低下の大きな要因になっていると推測される[8]。

III　開業率低下の影響

こうした開業率の低下は、各方面に様々な影響を与えていると思われるが、以下では、雇用面と生産面に限って、その影響を見ることにする。

1　雇用面への影響

ホクギン経済研究所は、開業率が雇用に与える影響の度合い（「寄与度」と呼ぶ。）を分析している。全国レベルの雇用変動（年平均従業者数増加率）を、①「既存事業所による雇用創出」（既存寄与度）、②「新設事業所による雇用創出」（新設寄与度）、③「廃業事業所による雇用喪失」（廃業寄与度）の三つの要因に分け、時系列的に比較している。

昭和 61 年～平成 3 年の雇用変動（従業員の増加率）は、年平均 2.3%であったが、平成 8 年～13 年にはマイナス 0.9%となった。これを前記の三つの要因別に見ると、昭和 61 年～平成 3 年には新設寄与度（3.9%）が廃業寄与度（3.6%）を 0.3 ポイント上回っていた。ところが、平成 8 年～13 年になると、新設寄与度（3.2%）は、廃業寄与度（4.5%）を下回ってしまう。さらに、既存寄与度も 2.0%から 0.4%へと低下している。このことを踏まえて、レポートは、新設寄与度の低下が、廃業寄与度の増大や既存寄与度の低下と相まって、年平均従業者数増加率にマイナスの影響を与えていると結論づけている[9]。

業種別に雇用変動（従業者数増加率）をみると、新設寄与度は、第 2 次産業である製造業や建設業において低く、第 3 次産業である卸売・小売業、飲食店、サービス業において高い傾向が認められる。既存寄与度はまだプラスであるものの、全般的には低下傾向にある。特に、直近（平成 8 年～13 年）では、建設業の既存寄与度が減少に転じている。つまり、既存事業所においても従業員数の減少が生じているのである。

新設寄与度が高い第 3 次産業においても、卸売・小売業、飲食店では、廃業寄与度が新設寄与度を上回っており、従業員数は年平均マイナス 0.7%と、減少に転じている。開業停滞の影響は、第 2 次産業ばかりでなく、第 3 次産業の雇用状況にも現れ始めている[10]。

国民生活金融公庫総合研究所の調査[11]によれば、平成 13 年に開業した企業の従業員

7　同上。

8　同上 pp.92-94.

9　ホクギン経済研究所「全国における起業の現状と県内での起業の実態」『ホクギンクォータリー21』139 号,2004.8,pp.4-5.

10　ホクギン経済研究所　同上 p.5.

11　国民生活金融公庫総合研究所　前掲注(3),pp.9-11.

数は、開業時には平均 4.0 人であったのが、平成 15 年末現在では 5.1 人となっており、一企業あたり 1.1 人増加している。就業者数が全般に減少する中で、新規開業企業の従業者数が増加していることは、新規開業に雇用を増やす効果があることを示していると言えよう。

2　生産面への影響

開業率の低下は、生産面にもマイナスの影響を与える要因となる。

一般に、新たに開業する企業は、既存企業が保有する生産技術や経営ノウハウのほかに、他の企業が持っていないノウハウを携えて市場に参入する。その結果、新規企業の参入は、競争を激化させ、生産性が劣る企業の淘汰が進むと同時に、コストダウンや新製品の開発が促され、生産性も向上する[12]。このように、開業率と生産性の向上との間には、プラスの相関関係が認められる。また、ニッセイ基礎研究所のレポートによれば、開業率が高い運輸・保険では、高い生産性の上昇が見られるのに対し、窯業・土石、鉄鋼、金属製品といった開業率の低い産業では、生産性の上昇率も低くなっている[13]。

Ⅳ　創業希望者の動向

開業率とも関係する創業希望者の過去 20 年間の動向を見てみよう。創業希望者は、昭和 52 年以降常に 100 万人を上回っている[14]。昭和 52 年に 107 万 5,000 人であったものが、平成 9 年には 124 万 4,000 人となった（図 3）。また、創業を準備している者は、同じ期間に 47 万 5,000 人から 57 万 3,000 人に増加している。創業への意欲は決して低下しておらず、創業希望者は増加気味に推移している[15]。

こうした創業希望者の存在は、今後、多くの新規産業の誕生につながるのではないか、との期待を抱かせる。しかし、創業希望者の中で、実際に創業できた者の割合（創業実現率）は、減少傾向にある。つまり、創業を希望しながらも創業できずに終わる人が増えている。

諸外国と比べた場合には、我が国の創業希望者は、決して多いとは言えない。国際的な起業家調査であるGEM（Global Entrepreneurship Monitor）の結果（平成 13 年）を見ると、今後半年以内に創業する計画があるかどうかについて質問したところ、「ある」と答えた人の割合は、日本が 4.3%で、調査 29 カ国中 22 位であった[16]。また、平成 9 年に各国の調査機関が連携して行った調査プログラム（ISSP: International Society Survey Programme）では、雇用者、自営業者のどちらを望むかという質問に対し、「自営業者」と答えた者の割合は、日本は 23 カ国中 16 位であった[17]。

12　ホクギン経済研究所 前掲注(9) p.5.
13　小本恵照「低迷する開業率の経済的影響とその改善策」『ニッセイ基礎研REPORT』59号,2002.2,pp.3-4.
14　中小企業庁、前掲注(5),pp.94-95.
15　同上 p.95.
16　同上。
17　同上。

図 3　創業希望者と創業実現率の推移

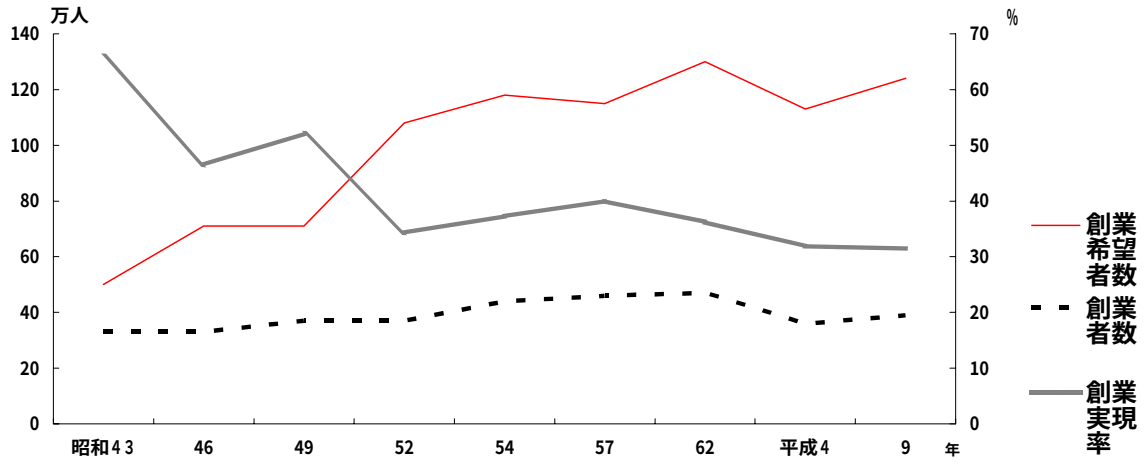

（出典）中小企業庁　前掲注(1),p.368 の数値をもとに作成。
（原典）総務省『就業構造基本調査』各年版。

創業実現率を高めていくためには、分母となる創業希望者数を増やすと同時に、創業支援策を充実させることにより、創業の障害を取り除いていく必要があろう。創業支援策の現状はどうか。

Ⅴ　創業への支援策

1　創業支援策の現状

創業支援策は、その実施主体によって、国、地方自治体、民間等が行うものに分けることができる。それぞれの概要について、巻末の（表 1）に示した。

（1）国の支援策

国の支援策は、４つの方式に分けられる。第１は、「新事業創出促進法」（平成 10 年法律第 152 号）、「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」（平成 7 年法律第 47 号）、「投資事業有限責任組合法」（平成 10 年法律第 90 号）などの法律による支援である。第 2 は、公的金融制度を用いた金融面からの支援である。国民生活金融公庫、中小企業金融公庫などの政府系金融機関の融資・貸付制度や、信用保証協会の社債（私募債）保証など、間接金融、直接金融の両面から支援が行われている。第 3 は、事業開拓や人材確保などを目的とした助成金による支援である。第 4 は、各種交流会や毎年開催される「ベンチャーフェア」などといった、交流会・セミナーの開催である。

これらの国の支援策の中で、利用状況から注目されるのは、エンジェル税制と、最低資本金規制の特例制度である。エンジェル税制は、平成 9 年に制度化されたもので、一定の要件を満たす創業期のベンチャー企業に対し、個人投資家が投資を行った場合、譲渡等によって利益・損失が発生した場合、課税上の特例が受けられる制度である。ベンチャー企業への投資額を、他の株式譲渡益から控除できる措置が追加された平成

15 年以降は、利用件数が急増した。

最低資本金規制の特例制度は、株式会社の設立に必要な資本金 1,000 万円（有限会社では 300 万円）の準備を猶予し、規制未満の資本金でも会社の設立を認め、設立から 5 年以内に本来の資本金を用意すればよいというものである。特例制度が始まった平成 15 年以降、利用件数は順調に増え、平成 17 年 1 月 21 日現在で、2 万 211 の企業がこの特例制度を活用して設立された。なお、本年（平成 17 年）第 162 回国会で審議中の「会社法改正法」（第 162 回閣法第 81 号）では、この特例制度を恒久化する措置が盛り込まれたため、成立の暁には、資本金の額を気にすることなく、株式会社を立ち上げることができるようになる。

（２）地方自治体の支援策

近年、地方自治体の支援策は増加しており、支援策には、資金融資、助成金の交付、インフラ面での整備、ソフト面の支援（マーケティング支援、経営指導、専門家の紹介など）がある。

平成 16 年に日経産業消費研究所が行った調査[18]によれば、都道府県が重点的に実施している支援策のうち、最も回答が多かった施策は「技術・研究開発助成」で、全体の 89.4%、42 都道府県が取り組んでいる。例えば北海道では、「創造的中小企業育成条例」に基づき、ＩＴ、バイオテクノロジー、環境・リサイクルの分野の研究開発費を補助する「研究開発補助事業」を行っている。市場への投入を目前にした試作品を対象に、不具合の改善などの経費を助成している。その他の支援策としては、「インキュベート施設[19]の提供」（63.8%、30 都道府県）、「市場情報の提供、マーケティング支援」（31.9%、15 都道府県）、「運転資金融資」（27.7%、13 都道府県）、「設備資金融資」（21.3%、10 都道府県）、「ＩＴ化促進支援・指導」（8.5%、4 都道府県）、「研究者・デザイナーなどの専門家・企業の紹介」（12.8%、6 都道府県）が挙げられる[20]。

（３）民間等の創業支援策

国や地方自治体以外の、民間等による支援策も増えている。

例えば、新規開業企業の資金繰りを例にとると、平成 13 年の開業時の平均借入残高は、国民金融公庫分 811 万 5,000 円、民間金融機関が 199 万 7,000 円であった。これが平成 15 年には、国民金融公庫分 630 万 9,000 円、民間金融機関が 433 万 7,000 円と、民間金融機関からの借り入れが増大している[21]。民間金融機関が、リレーションシップバンキング[22]機能の強化を視野に入れた結果と考えられる。また、民間金融機

18　「中小・ベンチャー企業支援に関するアンケート調査」。47 の全ての都道府県から回答を得た（菅野由一・前島雅彦「日経ビジネス調査・47 都道府県調査　ベンチャーと自治体政策」『日経グローカル』14 号,2004.10.18,pp.8-20）。

19　「インキュベート」は、「インキュベーター」（incubator：保育器）から派生した言葉である。ベンチャー-ビジネスを軌道に乗せるまで、活動の場や機器、資金などを援助する施設を指す。

20　その他の施策としては、人材関係（研究者などの専門家や企業の情報提供・紹介、人材確保・育成への助成）、ＩＴ化支援、企業広報、経営指導、元請けや下請けの斡旋などがある。

21　「新産業創出　起業家育成へ環境整備」『日刊工業新聞』2004.11.22.

22　金融機関が顧客と長期で密接な関係を築くことで蓄積した企業情報に基づいて行う、融資などの金融サービスのこと。貸し手と借り手の関係から、通常は入手しにくい信用情報が得られるため、金融機関・企業双方のコストが軽減される（日本経済新聞社『2005 経済新語辞典』2004.9,p.562.）。

関による独自のベンチャーファンド設立の動きも活発であり[23]、将来性や事業性のある新規開業企業にとっては、資金調達しやすい環境が整いつつある。

この他、起業に関して政策提言を行っているＮＰＯ法人が、起業家育成のための講座を開設したり、起業家を目指す若者を契約社員として採用して実務経験を積めるようにする企業があらわれたり、起業に必要な能力を習得できるよう商工会議所が講座を開設する等の動きも見られる[24]。

２　創業支援策の問題点

このような各種の創業支援策の広がりを歓迎する意見がある一方で、問題点を指摘する意見も聞かれる。そのうちのいくつかを、以下に挙げておく。

（１）ベンチャー企業と地方自治体の考える施策のミスマッチ

前節で紹介した地方自治体の支援策とベンチャー企業が望んでいる支援策との間には、乖離が見られる。

ベンチャー企業にとって、「税制優遇」、「融資」、「助成」などの支援メニューは、魅力的であるため、希望が集中する。今後求める地方自治体のベンチャー支援策として、54.5%のベンチャー企業が「税制上の優遇」を挙げ、以下「技術・研究開発への助成」（41.7%）、「人材確保・育成への助成」（32.1%）、「運転資金融資」（29.7%）と、資金助成に関する項目が並んでいる。前節で紹介した、都道府県が重点的に取り組んでいる支援策と比較すると、資金助成に関しては、都道府県の取り組みに検討の余地がありそうである。

逆に、地方自治体が力を入れている「ソフト関連支援」に対するニーズは少ない。「ＩＴ化促進支援・指導」は 8.5%、「研究者・デザイナーなどの専門家・企業の紹介」は 7.6%、「インキュベート施設の提供」については 4.9%であった。こうしたことから、ベンチャー企業による地方自治体のベンチャー企業政策評価について、最も多かった回答は「どちらとも言えない」（73.5%）であった。現在の支援策に対して評価を与えにくい様子が伺える[25]。

（２）最低資本金に対する認識

「最低資本金規制特例制度」の創設によって、極端な場合、資本金 1 円でも、主婦や学生が自宅で会社を設立できるようになった。また、サラリーマンが副業で会社を起こすなど、起業しやすい環境が整いつつある。特例制度を使って設立された 2 万社のうち、927 の企業の資本金が 1 円であった[26]。また、別の調査によれば、特例制度を

---

[23]　例えば、みずほファイナンシャルグループのみずほキャピタルは、銀行系では過去最大級のベンチャー投資ファンドを立ち上げた。みずほ銀行のほか、地方銀行や商社などから総額 200 億円規模の出資を集め、今後 3～5 年で株式公開が見込める 300 社以上に投資する計画である（「VBファンド 200 億円」『日本経済新聞』2005.3.15.）。

[24]　「育てます“我こそ大樹”」『読売新聞』2004.11.30,夕刊.

[25]　「2004 年日経ベンチャービジネス調査」；1980 年代以降に創業した主要なベンチャー企業 939 社を対象とした。回答数 516 社、回答率 55.0%である（菅野・前島 前掲注（18） pp.8-20.）。

[26]　「「最低資本金規制特例制度」を利用して設立した会社が 2 万社を突破」（2005.1.24.　経済産業省ホームページ搭載資料＜http://www.meti.go.jp/press/20050124004/050124sihonkin.pdf＞より）。

活用して起業した企業の比率は 50%を超えている[27]。

最低資本金規制は、バブル期に多くのペーパーカンパニーが、犯罪などに悪用されたことに対する反省から、平成 2 年の商法改正により、株式会社は 50 万円から 1,000 万円、有限会社は 10 万円から 300 万円に引き上げられたものである。それがわずか 10 年余りで最低資本金を引き下げ、規制撤廃となれば、その間に起業した会社との間に不公平感が生まれ、制度自体に対する信頼感も揺らぎかねないという批判がある[28]。

「資本金」は、取引先などが信用力を判断する上での現実的な物差しである。開業時に内部留保がないと金融機関から融資を受けるのは厳しい。過小な資本金は勧められないとする指摘や、中小規模の企業には大企業並みの統治体制が求められないことと合わせ、ベンチャー企業全体への不信感を招くような不祥事が増えるのではないか、と危惧する意見もある[29]。

（3）産業の中心を担う企業が現れるか

「最低資本金規制特例制度」は、開業率の低下に歯止めをかけ、企業数を増やすことで、日本経済全体を活性化させる狙いがあった。「週末起業家」[30]の増加を歓迎する意見もあるが、次のような批判の声も根強い。「１円」に象徴される小さな元手では、企業は育たないのではないか。ちょっとしたアイデアや技術しか持たない企業によって誕生した新たな産業は、日本経済を活性化させることができるのだろうか。産業の中心を担えるような企業が果たして誕生するのか。このように、新たに誕生した企業の成長性など質的な面に疑問を呈する向きもある[31]。

おわりに

創業希望者と実際に創業できた者との間のギャップを埋め合わせていく手段の一つが創業支援策であるとするならば、創業支援策の成果を定期的にチェックし、実効性を高めていく努力が必要であろう。さらに、制度を利用する企業のニーズを把握し、開業率の上昇につながるような、起業しやすい環境づくりを進めることも重要であろう。同時に、諸外国に比べるとまだまだ少ない「自営業者」を目指す人々を増やしていく環境づくりも必要かもしれない。

---

27 「最低資本金規制特例制度利用者実態調査概要」『銀行実務』543 号,2004.7,pp.96-97.

28 同上 p.98.

29 「起業促す仕組み強固に」『日本経済新聞』2005.2.9.

30 会社に在籍しながら、自分の好きなことや将来の独立を視野に入れたビジネスを立ち上げる起業家を指す。

31 「「１円起業」は有効か」『日本経済新聞』2005.4.20,夕刊.

表１　国・地方自治体等による主な創業支援策

実施主体	支援項目	支援内容
国の施策	法律による支援	■新事業創出促進法 　最低資本金規制の特例、中小企業技術革新制度（SBIR＝Small Business Innovation Research）等 ■中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 ・特定中小企業者（税制〔設備投資減税、エンジェル税制〕、直接金融による支援） ・研究開発等事業計画の認定（補助金、税制〔設備投資減税〕、信用補完、直接金融、融資等〔高度化融資、新規開業支援貸付等〕による支援） ■投資事業有限責任組合法
	金融面からの支援	■間接金融による支援 　小企業経営改善資金融資（マル経資金）＜商工会・商工会議所＞、新規開業特別貸付＜国民生活金融公庫＞、女性起業家、高齢者起業家支援資金貸付＜中小企業金融公庫、国民生活金融公庫＞等 ■直接金融による支援 　社債（私募債）保証＜信用保証協会＞、ベンチャー財団による投資・債務保証等
	助成金による支援	■事業開拓等の助成 　新事業開拓助成金、事業化助成金＜中小企業基盤整備機構＞ ■人材確保の助成 　中小企業雇用創出人材確保助成金＜厚生労働省＞、信用保証協会等
	交流会・セミナー等の開催	研究開発交流会、創業塾＜全国商工会連合会＞、ベンチャーフェア等
地方自治体の施策	金融面からの支援	運転資金融資、設備資金融資等
	助成金による支援	技術・研究開発費、人材確保・育成等への助成
	インフラの整備	インキュベート施設
	ソフト面の支援	専門家・企業の情報提供・紹介、市場情報の提供、マーケティング支援、ＩＴ化促進支援等
民間等の支援	金融面の支援	資金調達しやすい環境の整備（民間金融機関によるベンチャーファンドの設立等）
	ソフト面の支援	各種支援講座の開設（起業家育成、起業に必要な能力の習得等）、起業家を目指す若手人材を企業に受け入れる等

（出典）中小企業庁編『平成 16 年度版中小企業施策総覧』及び藤川信夫『事業創出・再生とファイナンスの実務』ビジネス教育出版社,2005.3. をもとに作成。